



○長野県告示第584号

平成14年12月5日、長野県議会定例会を長野市に招集する。

平成14年11月14日

長野県知事 田中康夫

財政課

○長野県告示第585号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当する機関として、次のとおり指定した。

平成14年11月14日

長野県知事 田 中 康 夫

居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	社会福祉法人しなのさわやか福祉会 アルピコククシー諏訪株式会社	上伊那郡宮田村4804番地1 岡谷市本町1丁目1番5号	プラムの里訪問介護ステーション アルピコククシー介護センター	上伊那郡宮田村4804番地1 茅野市塚原2丁目2番11号	平成14年11月1日 "
訪問看護	医療法人のむら内科医院	飯田市上郷飯沼1808番地1	のむら内科医院訪問看護ステーション	飯田市上郷飯沼1808番地1	平成14年11月1日
通所介護	社会福祉法人敬老園 有限会社あづみの会 社会福祉法人牟礼村社会福祉協議会 社会福祉法人大町市社会福祉協議会	小県郡丸子町大字西内800番地 南安曇郡穂高町大字北穂高3000番地1 上水内郡牟礼村大字牟礼2243番地1 大町市大字大町1129番地	しおがわデイサービスセンター 一 宅老所ひまわり むれ宅老所よってけ家 大町市デイサービスセンター こすもす	小県郡丸子町大字塩川1001番地 南安曇郡穂高町大字北穂高3000番地1 上水内郡牟礼村大字黒川1660番地5 大町市大字大町1129番地	平成14年11月1日 " " "

通所リハビリテーション	長野県厚生農業共同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177番地3	もえぎ	中野市大字吉田123番地1	平成14年10月1日
短期入所療養介護	長野県厚生農業共同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177番地3	もえぎ	中野市大字吉田123番地1	平成14年10月1日
福祉用具貸与	有限会社あづみの会	南安曇郡穂高町大字北穂高3000番地1	ヘルパーステーションひまわり	南安曇郡穂高町大字北穂高3000番地1	平成14年11月1日

厚生課

○長野県告示第586号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を変更する旨、次のとおり届出があった。

平成14年11月14日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日
訪問介護	有限会社あづみの会	南安曇郡穂高町大字北穂高3000番地1	ヘルパーステーションひまわり	南安曇郡穂高町大字北穂高3000番地1	平成13年9月4日
福祉用具貸与	株式会社ハートウェル	京都府京都市中京区壬生坊城町12番地13	株式会社ハートウェル長野店	松本市双葉9番26号	平成14年10月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日
有限会社あづみの会	南安曇郡穂高町大字北穂高3000番地1	居宅介護支援事業所あづみの	南安曇郡穂高町大字北穂高3000番地1	平成13年9月4日

厚生課

○長野県告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成14年11月14日

長野県知事 田中康夫

1 森林計画区の名称

伊那谷森林計画区

2 縦覧の場所

長野県林務部林政課、諏訪地方事務所、上伊那地方事務所及び下伊那地方事務所

3 縦覧の期間

平成14年11月14日から平成14年12月13日まで

林 政 課

○長野県告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成14年11月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 森林計画区の名称
木曽谷、中部山岳、千曲川上流及び千曲川下流の各森林計画区
- 2 縦覧の場所
長野県林務部林政課及び関係地方事務所
- 3 縦覧の期間
平成14年11月14日から平成14年12月13日まで

林 政 課

○長野県告示第589号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年11月14日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
東筑摩郡麻績村日字入り山2415の1（次の図に示す部分に限る。）、2415の2から2415の5まで、字込山2416の1
- (2) 指定の目的
干害の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡南信濃村木沢1178の2
- (2) 指定の目的
落石の危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第590号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第9条の規定により、次のとおり休猟区を設定した。

平成14年11月14日

長野県知事 田中康夫

1 桑沢山休猟区

(1) 区域

上伊那郡箕輪町中箕輪富田地籍の県道与地辰野線と北の沢川との接点を起点とし、同点から同川を北西進し、桑沢山に通じる尾根との接点に至り、同点から同尾根を北東進し、辰野町と箕輪町の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、県道与地辰野線との交点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約362ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月15日から平成17年10月31日まで

2 四徳休猟区

(1) 区域

上伊那郡中川村と駒ヶ根市との境界と県道西伊那線との交点（折草峠）を起点とし、同点から同境界を東進し、駒ヶ根市、中川村、下伊那郡大鹿村の境界の接点に至り、同点から中川村と大鹿村の境界を西進し、四徳国有林第304林班と第309林班

界の交点に至り、同点から同境界線を北西進し、林道小河内線と四徳国有林と民有林との境界線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、村道小河内線との交点に至り、同点から同村道を北西進し、県道西伊那線との交点に至り、同点から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約940ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月15日から平成16年10月31日まで

3 塩川休猟区

(1) 区域

下伊那郡大鹿村と上伊那郡長谷村との境界の笹山山頂を起点とし、同点から同境界を南東進し、同境界上の入山三角点（標高2,186メートル）に至り、同点から同境界を南東進し、静岡県との県境との接点である本谷山山頂（標高2,657メートル）に至り、同点から同県境を南進し、三伏峠に至り、同峠から登山道に沿って西進し、国有林と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を西進し、豊口山三角点（標高2,231メートル）を経て民有林第145林班と第150林班の境界との接点に至り、同点からさらに同境界を北進し、塩川との交点に至り、同点から塩川を北西進し、入山沢との合流点に至り、同点から入山沢を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約2,185ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月15日から平成17年10月31日まで

森林保全課

○長野県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 路線名 丸子東部インター線
(2) 供用を開始する区間
小県郡丸子町大字塩川字山村丁1501番の1地先から
小県郡丸子町大字塩川字東畑1872番地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成14年11月14日
- 2 (1) 路線名 芦田大屋停車場線
(2) 供用を開始する区間
小県郡丸子町大字塩川字長谷町1380番の5地先から
小県郡丸子町大字塩川字松葉丁1485番の7地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成14年11月14日

道路維持課

○長野県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 田多井中萱豊科線
2 供用を開始する区間
南安曇郡堀金村大字三田185番の2地先から
南安曇郡三郷村大字温7010番の5地先まで
3 供用を開始する期日 平成14年11月14日

道路維持課

○長野県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月14日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 大町明科線
- (2) 供用を開始する区間
大町市大字社5444番の3地先から
大町市大字社5496番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年11月14日
- 2(1) 路線名 川尻小谷糸魚川線
- (2) 供用を開始する区間
北安曇郡小谷村大字中土18791番の5地先から
北安曇郡小谷村大字中土18817番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年11月14日
- 3(1) 路線名 川尻小谷糸魚川線
- (2) 供用を開始する区間
北安曇郡小谷村大字中土18817番の5地先から
北安曇郡小谷村大字中土18820番のイ地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年11月14日
- 4(1) 路線名 宇留賀池田線
- (2) 供用を開始する区間
北安曇郡池田町大字広津4887番の1地先から
北安曇郡池田町大字広津4251番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年11月14日
- 5(1) 路線名 宇留賀池田線
- (2) 供用を開始する区間
北安曇郡池田町大字広津591番の8地先から
北安曇郡池田町大字広津580番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年11月14日

- 6(1) 路 線 名 宇留賀池田線
(2) 供用を開始する区間
北安曇郡池田町大字会染576番の2地先から
北安曇郡池田町大字会染773番の1地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成14年11月14日
- 7(1) 路 線 名 原木戸安曇追分停車場線
(2) 供用を開始する区間
北安曇郡池田町大字会染9011番の2地先から
北安曇郡池田町大字会染8267番の3地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成14年11月14日
- 8 1(1) 路 線 名 奉納中土停車場線
(2) 供用を開始する区間
北安曇郡小谷村大字中土1116番の3地先から
北安曇郡小谷村大字中土1157番の1地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成14年11月14日
- 9(1) 路 線 名 奉納中土停車場線
(2) 供用を開始する区間
北安曇郡小谷村大字中土1180番の1地先から
北安曇郡小谷村大字中土1552番の2地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成14年11月14日
- 10(1) 路 線 名 奉納中土停車場線
(2) 供用を開始する区間
北安曇郡小谷村大字中土1903番地先から
北安曇郡小谷村大字中土2150番のイ地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成14年11月14日
- 11(1) 路 線 名 小島信濃木崎停車場線
(2) 供用を開始する区間
大町市大字平12530番地先から
大町市大字平12470番の1地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成14年11月14日

道路維持課

○長野県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 戸隠篠ノ井線
- 2 供用を開始する区間
上水内郡戸隠村大字豊岡字鞍掛7012番の口地先から
上水内郡戸隠村大字豊岡字鞍掛7020番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年11月14日

道路維持課

○長野県告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月14日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 丸子東部インター線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
小県郡丸子町大字塩川字山村丁1501番の1地先から 小県郡丸子町大字塩川字東畑1872番地先まで	旧	6.0~11.0	0.3511
同 上	新	12.0~28.5	0.3490

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 芦田大屋停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
小県郡丸子町大字塩川字長谷町1380番の5地先から 小県郡丸子町大字塩川字松葉丁1485番の7地先まで	旧	6.0~9.0	0.1820
同 上	新	12.0~15.6	0.1820

道路維持課

○長野県告示第596号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月14日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田多井中萱豊科線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
南安曇郡堀金村大字三田185番の2地先から 南安曇郡三郷村大字温7010番の5地先まで		旧	6.5~10.0	0.4053
同	上	新	6.5~10.0	0.4053
			8.0~21.0	0.3316

道路維持課

○長野県告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月14日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大町明科線
- (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
大町市大字社5444番の3地先から 大町市大字社5496番の1地先まで		旧	8.7~14.5	0.4736
同	上	新	10.0~14.5	0.4736

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 川尻小谷糸魚川線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
北安曇郡小谷村大字中土18791番の5地先から 北安曇郡小谷村大字中土18817番の2地先まで	旧	7.5~24.0	0.2075
同 上	新	7.5~24.0	0.2075
		8.3~57.5	0.3212

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 川尻小谷糸魚川線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
北安曇郡小谷村大字中土18817番の5地先から 北安曇郡小谷村大字中土18820番のイ地先まで	旧	5.0~17.5	0.2010
同 上	新	5.0~17.5	0.2010
		8.0~32.5	0.1525

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 宇留賀池田線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
北安曇郡池田町大字広津4887番の1地先から 北安曇郡池田町大字広津4251番の3地先まで	旧	5.5~19.0	0.2421
同 上	新	7.0~21.5	0.2400

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 宇留賀池田線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
北安曇郡池田町大字広津591番の8地先から 北安曇郡池田町大字広津580番の2地先まで	旧	6.5~15.0	0.1153
同 上	新	11.8~25.4	0.1150

6(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 宇留賀池田線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
北安曇郡池田町大字会染576番の2地先から 北安曇郡池田町大字会染773番の1地先まで	旧	4.2~25.5	0.2101
同 上	新	15.0~51.0	0.2028

7(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 原木戸安曇追分停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
北安曇郡池田町大字会染9011番の2地先から 北安曇郡池田町大字会染8267番の3地先まで	旧	9.8~24.5	0.1567
同 上	新	9.8~21.5	0.1468

8(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 奉納中土停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
北安曇郡小谷村大字中土1116番の3地先から 北安曇郡小谷村大字中土1157番の1地先まで	旧	4.0~10.5	0.0880
同 上	新	4.5~16.6	0.0862

9(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 奉納中土停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
北安曇郡小谷村大字中土1180番の1地先から 北安曇郡小谷村大字中土1552番の2地先まで	旧	3.5~16.0	0.2000
同 上	新	8.0~17.0	0.2024

10(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 奉納中土停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
北安曇郡小谷村大字中土1903番地先から 北安曇郡小谷村大字中土2150番のイ地先まで	旧	4.2~12.5	0.1421
同 上	新	4.5~32.5	0.1541

- 11(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小島信濃木崎停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
大町市大字平12530番地先から 大町市大字平12470番の1地先まで	旧	6.0~10.0	0.2581
同 上	新	6.5~76.0	0.2581

道路維持課

○長野県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月14日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 406号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上水内郡鬼無里村大字鬼無里字町323番の1地先から 上水内郡鬼無里村大字鬼無里字町271番の1地先まで	旧	5.5~14.0	0.1578
同 上	新	11.5~18.0	0.1562

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 信濃信州新線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
上水内郡鬼無里村大字鬼無里字町271番の5地先から 上水内郡鬼無里村大字鬼無里字町261番の1地先まで	旧	5.5~14.0	0.1543
同 上	新	9.8~18.0	0.1560

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 戸隠篠ノ井線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
上水内郡戸隠村大字豊岡字鞍掛7012番の口地先から 上水内郡戸隠村大字豊岡字鞍掛7020番の2地先まで	旧	5.0~10.8	0.0730
同 上	新	9.0~17.5	0.0730

道路維持課

○長野県佐久地方事務所告示第7号

長野県木材業者及び製材業者登録条例(昭和28年長野県条例第66号)第6条第1項の規定により、木材業者及び製材業者を次のように登録した。

平成14年11月14日

長野県佐久地方事務所長 篠原 寿人

登録番号	登録年月日	氏名(又は名称)	住所(又は所在地)	登録別
14-B1-61	平成14.10.9	有限会社カネホ木材	南佐久郡佐久町大字海瀬6398	新 規

林業振興課